

E i w a N e w s

定款認証の迅速化とサポートツールの公開

令和6年3月
(No.224)

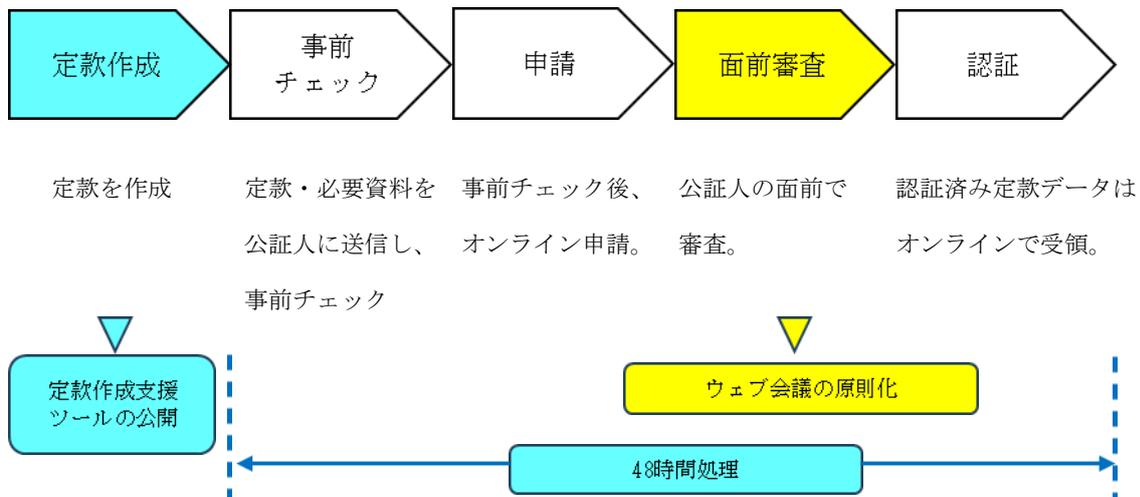
日本公証人連合会が、スタートアップ支援のための定款認証に関する新たな取組みを開始していますので、その内容を解説いたします。

1. 概要

株式会社を設立する際、発起人（自らが出資し会社を作ろうとする人）は、定款を作成し、公証人の認証を受ける必要があります。

今般の新たな取組みは、定款作成支援ツールの公開、定款認証の48時間処理、面前審査のウェブ会議の原則化です。

■変更後の手続きのイメージ



2. 定款作成支援ツールの公開

小規模でシンプルな株式会社をスピーディーに設立したいという起業家のニーズにこたえるため、定款作成を支援するツールが日本公証人連合会から公開されました。

■ダウンロード

以下の URL から48時間処理用の定款作成支援ツールをダウンロードする。

<https://www.koshonin.gr.jp/news/nikkoren/startup.html#3rd>

■定款作成支援ツール

ダウンロードした EXCEL の各シート（①基本情報入力シート、③実質的支配者入力シート）に必要事項を入力すると、②定款、④実質的支配者申告書が完成するようになっている。

●入力内容

①基本情報入力シート

発起人、商号、本店、事業目的、設立時の出資額・発行株式数や役員任期等を入力する。

③実質的支配者入力シート

実質的支配者（EX.議決権の過半数を保有する発起人であればその発起人）の氏名、生年月日等を入力する。

3. 48時間処理

定款作成支援ツールを利用して作成した定款について、原則として 48 時間以内に認証手続きを完了する運用が、東京都内・福岡県内の全公証役場でスタートしました。

今後、順次拡大されることが予定されています。

■注意点

- ①48時間処理を希望する旨の申請（定款作成支援ツールにて作成）を提出する必要がある。
- ②定款作成支援ツールにより作成した定款に限られる。
- ③日中に面前審査の日程の都合がつかない場合、平日夜間（20時まで）にウェブ会議により審査を受けることも可能。
- ④48時間の起算点は、必要な資料がすべて公証役場にメールで到達したとき。資料に不備などがあれば手続きに時間を要する場合があります、また、48時間の算定は土・日・祝日を除く。

4. ウェブ会議の原則化

令和6年3月以降、全国の公証役場において、公証人の面前での審査について、対面実施の希望がない限り、ウェブ会議で実施することが原則となります。詳細は、追って日本公証人連合会ホームページで公開されます。

5. 本ツールの活用と司法書士の支援

本ツールを活用して定款認証を行う場合でも、定款の内容の決定（以下、主に検討を要する事項）や、その後の設立登記申請においては、司法書士のサポートが必要なケースもありますので、お悩みごとがありましたらお気軽に弊事務所へお問い合わせいただけますと幸いです。

■定款の内容で主に検討を要する事項

- ①設立時の発行株式数と株価、発行可能株式総数
- ②公告方法
- ③取締役の任期
- ④事業年度
- ⑤事業目的